

選挙に

いこっさ!

令和3年に新有権者となるあなたの選挙スタートブック

Let's vote!



目次

■若者よ、立ち上がれ！	1
■投票所の中をチェック！	2
■選挙のつぼ	3
■私たちの投票用紙はどこへ？	4
■雨にも負けず、風にも負けず投票へ	5
■不在者投票を利用しよう！	6
■「選挙」といっても、いろいろな種類があるようだけど	8
■選挙クイズに挑戦！	10
■選挙のエトセトラ	11
■令和2年度 明るい選挙啓発ポスター	12
■令和2年度 明るい選挙啓発キャッチフレーズ・標語	12
■私たちも選挙に参加 CEPTです！	13



ひとくちメモ「めいすいサウルス」

福井県ご当地の明るい選挙のイメージキャラクターで、恐竜と投票箱をモチーフとしてつくられました。頭にある2本の縦線は投票用紙の投函口を表しています。名前の「めいすい」は、「明るい選挙推進」の「明」と「推」を引用しています。



若者よ、立ち上がれ!

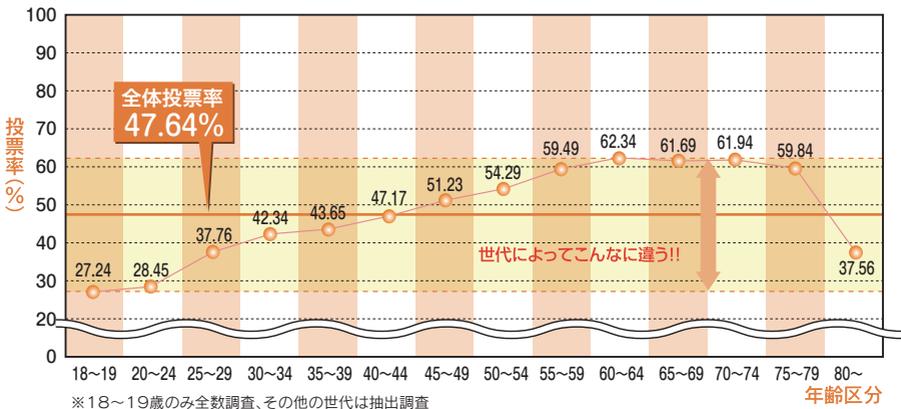
下のグラフを見てよ。特に若者の投票率がとても低かった。

18～19歳の投票率は、27.24%で、どの年代よりも低くなっているんだ。



私たち若者がもっと投票に行かなければ、若者の声は政治に届きません。自分1人が投票しても何も変わらないと感じる人がいるかも知れないけれど、令和元年に行われた県内の選挙でわずか1票差で当落が決まったことがあったんだよ!

県内の年代別投票率(第25回参议院議員通常選挙 令和元年7月21日執行)



ひとくちメモ「投票に行かない理由No.1は？」

投票に行かなかった理由のベスト3は次のとおりでした。(平成28年の第24回参议院議員通常選挙の調査結果)

- ① 面倒だった……………29.4%
- ② 選挙にあまり関心がなかった……………26.4%
- ③ 現在の居住地で投票できなかった……………22.8%

みんなは必ず投票に行こうね!
投票日に用事があったら、期日前投票や不在者投票をしよう!

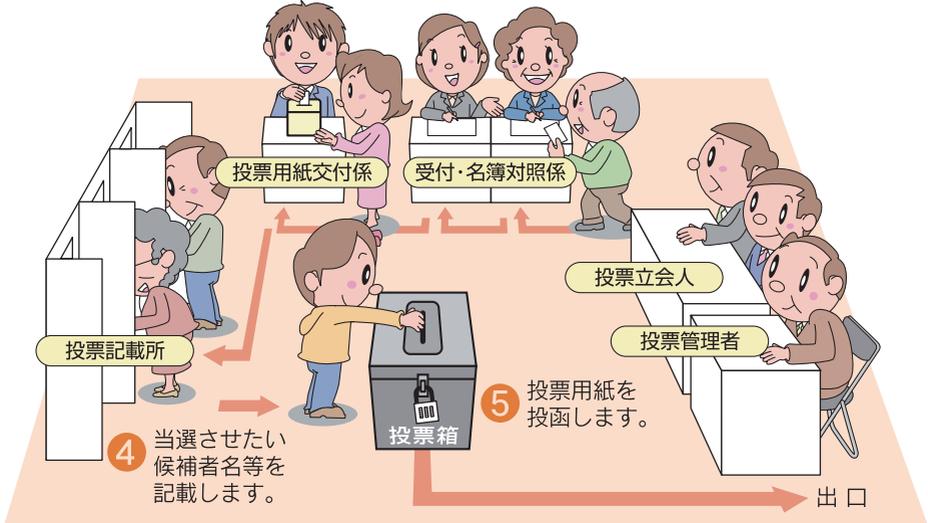
投票所の中をチェック!

投票所の中はこうなっている!

① 投票日の原則午前7時から午後8時までの間に、
入場券を持って決められた投票所に行きます。

③ 投票用紙を
受け取ります。

② 入場券を出して、
受付をします。



法律改正により、選挙人が投票所に同伴できる子供の範囲が「幼児」から「18歳未満の者」に拡大されたから、18歳未満の方も入場できるよ。

ひとくちメモ「投票所入場券を忘れたら?」

投票日が近づくと、投票所入場券が送られてきますが、映画の入場券とは異なり、投票所入場券がないと投票所に入れないというものではありません。忘れた場合でも投票はできるので、心配しなくても大丈夫! 必ず投票に行こうね!

選挙のつぼ

進学や就職で引っ越ししたら 住民票を移しましょう！

選挙で投票するためには、18歳になるだけでなく、選挙人名簿に登録されている必要があります。

選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。将来、進学や就職などに伴い、実家を離れる場合等には引っ越し前と引っ越し先の自治体への住民票の届出が必要です。



インターネット選挙 運動でできること

18歳(有権者)になれば選挙運動ができます。

SNSやブログなどの様々なインターネットツールを利用して、特定の候補者の当選を目的とした活動もできるようになります。

なお、候補者や政党等以外は電子メールを利用した選挙運動はできません。

また、満18歳未満の者による選挙運動や公示・告示日から投票日前日までの期間以外の選挙運動も禁止されています。



選挙運動メッセージをSNSで広めたり、選挙運動の様子を動画サイトに投稿

「●●候補に投票しよう！」と友達に電子メールを送る

私たちの投票用紙はどこへ？

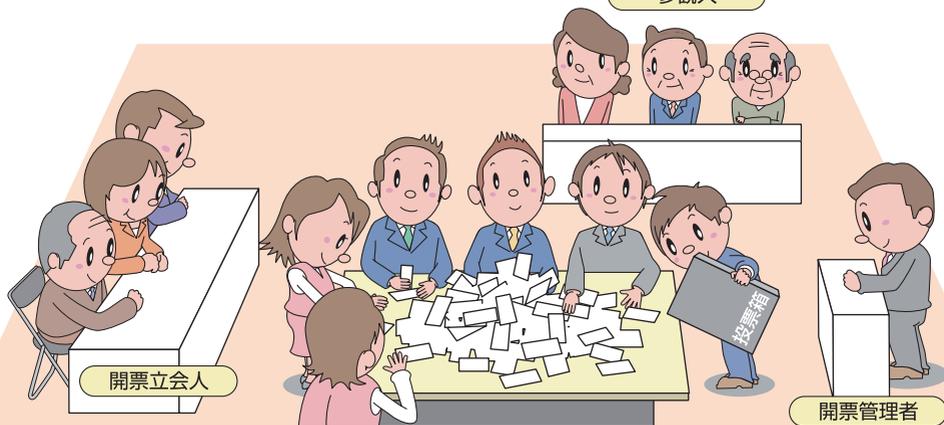
投票用紙の行方

- ① 各投票所の投票箱は、開票所に集められます。
- ② 開票立会人の立会いの下、投票箱を開きます。
- ③ すべての投票箱を一斉に開いて、投票用紙を混同します。
- ④ 投票を点検し、その有効無効を決定します。このとき、開票立会人の意見を聞きます。
- ⑤ 開票が終了し、候補者別の得票数が出たら、選挙会を開いて当選人を決めます。

当該開票区内の選挙人は、開票状況を見ることができます。



参観人



開票立会人

開票管理者

ひとくちメモ「投票用紙はいつまで残す？」

投票用紙など選挙に関して作成された書類は、後で訴訟が提起された場合など改めて必要となることもあるので、その選挙に係る議員または長の任期が終了するまでの間、市町村の選挙管理委員会において保存されます。

雨にも負けず、風にも負けず投票へ



投票日が、友人との旅行の日と重なってしまったの。

大丈夫!僕に任せて!
とっておきの方法があるよ。



当日都合が悪いときは、事前に投票OK

期日前投票

●投票できる人

投票日当日に、仕事や旅行、レジャー、悪天候等で投票所へ行けない人

●投票できる日、時間

公示または告示の日の翌日から投票日の前日まで(土・日曜日を含む。)の原則午前8時30分から午後8時まで



外国でも投票OK

在外投票

日本国籍を持つ有権者で、現在の住所地を管轄する在外公館の管轄区域に3か月以上住んでいる人は、在外選挙人名簿登録申請をすれば、国政選挙において外国で投票できます。



遠隔地・入院中も投票OK

不在者投票

進学や就職などで県外等に引っ越して住民票を移していない人は、旧住所地での投票となりますが、引っ越し先が遠隔地などの事情により旧住所地での投票ができない場合は投票用紙等を取りよせて、最寄りの選挙管理委員会で不在者投票ができます。

指定病院や指定老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設で不在者投票ができます。

詳しくは、P6を御覧下さい。

※投票方法の詳細については、お住まいの市町の選挙管理委員会にお聞きください。

ひとくちメモ「南極からも投票OK」

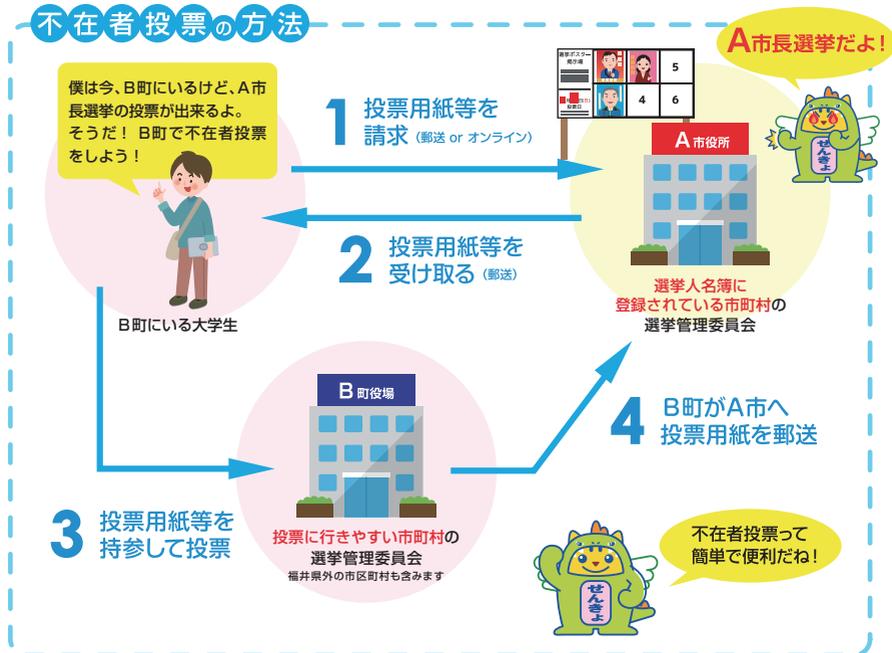
南極地域観測隊の隊員で一定の要件に該当する人は、昭和基地または南極観測船しらせからファックスを使用して国政選挙の投票ができます。



不在者投票を利用しよう!

- 18 歳になると住民票がある市町村で選挙人名簿に登録されます。
- 進学や就職で引っ越したら、住民票を移しましょう。
- 不在者投票の制度を使えば、引っ越し先など行きやすい全国の市町村で投票ができます!

不在者投票の方法



実際に投票用紙を請求するには…

7Pの記載例を参考に、「不在者投票宣誓書(兼 請求書)」に必要事項を記入のうえ、各市町選挙管理委員会まで郵送ください。

『不在者投票についてもっと知りたい!』
『不在者投票をしてみたい!』とお考えの方は、
住民票のある市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。



記載例

不在者投票宣誓書(兼 請求書)

私は、次の事由によって令和〇年〇〇月〇〇日執行の〇〇〇〇選挙の当日、自ら投票所に行って投票することができない見込みです。

不在者投票事由（次の1, 2, 3, 4, 5, 6のいずれかに○をつけてください。）

①	仕事等による場合	(仕事・ 学業 ・地域行事・冠婚葬祭・その他)に従事
2	旅行等による場合	(1以外の用事または事故)で投票区外に外出・滞在
3	病気等による場合	(疾病・負傷・妊娠・出産・身体障害者等)のため歩行困難 刑事施設等に収容
4	交通至難の島等に居住の場合	総務省令で定める地域に居住・滞在
5	住所移転による場合	住所移転のため、本市町村以外に居住
6	天災、悪天候による場合	天災、悪天候で投票所に到達することが困難

以上、真実に相違ないことを誓い、投票用紙の交付を請求いたします。

〇〇市(町)選挙管理委員会委員長 宛

太枠内を記入してください。

	令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日
現 住 所	(この住所に投票用紙などをお送りします。正確にご記入ください。) 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県 △△市 〇-〇 △△△アパート 〇〇〇号室
選挙人名簿に記載されている住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 福井県 △△市 〇-〇
氏 名	※必ず、不在者投票をする本人がご記入ください。 福井 太郎
生 年 月 日	明治・大正・昭和・ 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
緊急連絡先 電話番号(携帯電話可)	090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

「選挙」といっても、いろいろな種類があるようだけど



衆議院議員総選挙の投票に行ったら、3枚も投票用紙をもらいました。さて、なんの投票用紙が分かりますか？

最後にもらった1枚は、最高裁判所裁判官の国民審査の投票用紙だけど、あとの2枚の投票用紙は…答えの前に、まずは、選挙の仕組みを勉強しよう。



衆議院議員総選挙

小選挙区選挙と比例代表選挙が同日に行われます。任期は4年ですが解散により任期が短くなることがあります。

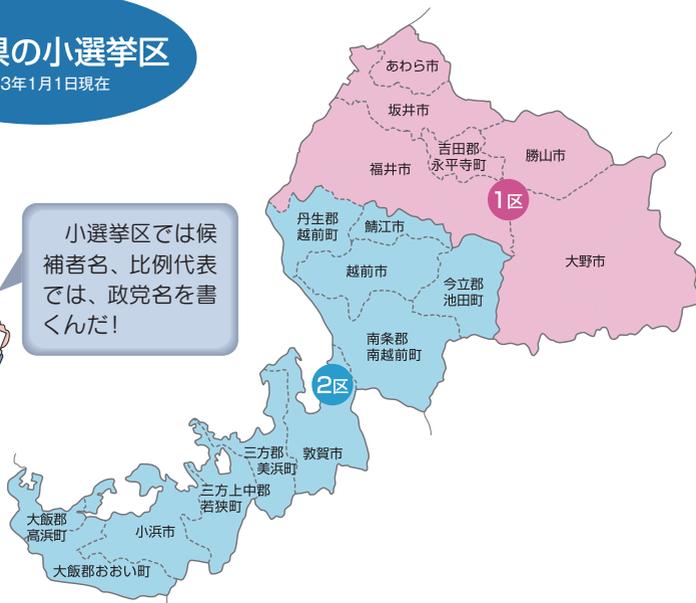
- 小選挙区選挙：福井県では2選挙区あり、定数は各1名(計2名)です。
- 比例代表選挙：福井県は北陸信越ブロック(新潟県、富山県、石川県、長野県と同じブロック)で、定数は11名です。

福井県の小選挙区

令和3年1月1日現在



小選挙区では候補者名、比例代表では、政党名を書くんだ!



もう分かったよね。あとの2枚の投票用紙は、衆議院議員総選挙の「小選挙区選挙」と「比例代表選挙」の投票用紙なんだね。

次に、参議院議員の選挙について説明しよう。衆議院議員の選挙とはちょっと違うよ。



参議院議員通常選挙

選挙区選挙と比例代表選挙が同日に行われます。任期満了(6年)による選挙により、3年ごとに半数が改選されます。

- 選挙区選挙：全国45の選挙区で行われ、福井県の定数は2名です。
- 比例代表選挙：全国を1つの単位として各政党等の得票数に比例して議席が配分されます。

※一票の較差を是正するため、これまで都道府県ごとに設定されていた47選挙区が法律改正により平成28年の参議院議員通常選挙から「鳥取県と島根県」、「徳島県と高知県」の4県2合区を含む45選挙区に変更

選挙区では候補者名、
比例代表では候補者名
または政党名を書くのよ!



知事や県議会議員、市町村長、市町村議会議員の選挙も忘れちゃいけないよ。

みんなの願いを県や市町村など身近なところで実現してくれるのが知事や県議会議員、市町村長、市町村議会議員なんだ。

だから、どの選挙もとても大切なんだよ!



ひとくちメモ「総選挙?通常選挙?」

「総選挙」は衆議院議員の選挙に使われ、「通常選挙」は参議院議員の選挙に使われます。衆議院議員の場合、全議員を一斉に改選するため「総選挙」と言い、参議院議員の改選は、3年ごとに半数ずつ行われるため「通常選挙」と言います。

選挙クイズに挑戦!

【問題】

Q1. 投票日は何時から何時まで投票できますか。



Q2. 投票日に結婚式で県外に行くことになりました。投票はできないのでしょうか。



Q3. 投票する際に投票箱の中を見ることはできますか。



Q4. 政治家が選挙区内の者に対し、入学祝、結婚祝、新築祝などを出すことはできますか。



Q5. 町内会の役員が、町内の人たち全員に祭りの寄附を募る場合、町内の政治家に対しても寄附を求めることはできますか。



Q6. 政治家が選挙区内の者に対し、年賀状等のあいさつ状を出すことはできますか。



Q7. 町内会の役員が、「〇〇候補者に投票をお願いします。」と菓子箱を持ってきましたが、受け取ることはできますか。



Q8. 選挙運動期間中に、電話で投票依頼をすることはできますか。



Q9. 選挙運動期間中に、候補者に陣中見舞いとしてお酒を持っていくことはできますか。



Q10. 当選した候補者に、当選祝いとしてお金を持っていくことはできますか。



【解答】

A1. 原則として午前7時から午後8時まで投票できます。

A2. 告示（公示）日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票ができます。

A3. できません。ただし、投票日に最初に投票する人は、投票箱の中に何も入っていないことを確認します。

A4. 禁止されており、罰則の適用があります。

A5. できません。また、政治家を威迫して寄附を求めた場合は、町内会の役員が処罰されます。

A6. できません。ただし、答礼のための自筆によるものは認められます。

A7. 禁止されており、罰則の適用があります。

A8. できます。電話による選挙運動は誰でも自由に行うことができます。

A9. できません。選挙運動に関し、飲食物を提供することは、湯茶およびお茶受け程度の菓子を除き、禁止されています。

A10. 禁止されており、罰則の適用があります。



ひとくちメモ「三ない運動」

「三ない」とは「贈らない、求めない、受け取らない」ということです。つまり「三ない運動」とは、公職選挙法の寄附禁止の規定によって禁止されている行為をしないようにしようという運動です。

選挙のエトセトラ

選挙権(選ぶ権利)

[要件]

国会議員

日本国民で年齢満18歳以上の者

地方公共団体の議員・長

日本国民である年齢満18歳以上の者で同一市町村に引き続き3か月以上住んでいる者

☆選挙権・被選挙権の要件は、以上のとおりですが、公職選挙法や政治資金規正法に定める一定の罪を犯した者などは除かれます。

被選挙権(選ばれる権利)

[要件]

衆議院議員、市町村長

日本国民で年齢満25歳以上の者

参議院議員、知事

日本国民で年齢満30歳以上の者

県・市町村の議会の議員

その選挙権を有する者で年齢満25歳以上の者

市町の長および議会議員の任期満了日

(令和3年1月1日現在)

	任期満了日			任期満了日			任期満了日	
	市町長	議会議員		市町長	議会議員		市町長	議会議員
福井市	R5.12.22	R5. 5. 1	あわら市	R4. 2. 3	R3. 6.30	越前町	R3. 3.12	R3. 3.12
敦賀市	R5. 4.29	R5. 4.29	越前市	R3.11. 5	R4. 7.29	美浜町	R5. 3. 6	R4. 3.14
小浜市	R6. 8. 4	R5. 4.30	坂井市	R4. 4.22	R4. 4.22	高浜町	R6. 5.18	R5. 4.29
大野市	R4. 7. 6	R5. 2.20	永平寺町	R4. 3.11	R4. 7.31	おおい町	R4. 4. 1	R5. 4.29
勝山市	R6.12.25	R5. 8.31	池田町	R3. 2. 1	R5. 4.29	若狭町	R3. 4.30	R3. 4.30
鯖江市	R6.10.16	R5. 7.14	南越前町	R3. 2.12	R4. 4.30			

知事および県議会議員の任期満了日

任期満了日	
知事	県議会議員
R5. 4.22	R5. 4.29

国会議員の任期満了日

任期満了日	
衆議院議員	参議院議員
R3.10.21	R4. 7.25 R7. 7.28

※参議院議員は3年ごとに半数改選

ひとくちメモ「立候補はタダではできない？」

立候補するには、一定の金額を国(法務局)に供託する必要があります。これは当選を争う意思のない候補者の乱立を防ぐのが目的で、知事選挙だと300万円、県議会議員選挙だと60万円が必要となります。

令和2年度明るい選挙啓発ポスター

文部科学大臣・総務大臣賞

公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞



北岡 千明 さん
(坂井市立三国中学校2年)

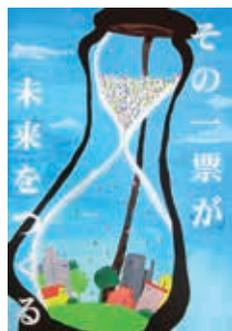


石田 梨紗 さん
(あわら市金津小学校4年)

金 賞



小学校の部
岡部 莉咲 さん
(福井市日新小学校6年)



中学校の部
藤田 このか さん
(坂井市立三国中学校2年)

令和2年度明るい選挙啓発キャッチフレーズ・標語

金 賞

「18歳きみが令和の革新者」

福井市 鹿目 隼 さん

18歳選挙権大賞

「その権利 ムダにしないで 18才」

大野市 池田 結香 さん

銀 賞

「世を変える GoTo選挙 さあ一票」

永平寺町 前田 柑南 さん

銀 賞

「のがすのか 未来を変える このチャンス」

高浜町 田中 美羽 さん

私たちも選挙に参加 CEPTです!



私たち若者も選挙に関わっています。
みなさんも一緒に活動してみませんか?

CEPT(セプト)とは?

「Clear(Clean)Election Promotion Team」の略
明るくきれいな選挙を進めよう!という若者の選挙啓発ボランティアグループです。

- **正式名称** : 福井県明るい選挙推進青年活動隊 C E P T
- **サークル構成** : 学生や社会人の若者で構成され、平均年齢は22歳です。
男性8名、女性19名、計27名(学生5名、社会人22名)
- **活動内容** : 投票率アップに向け、若者の視点から選挙啓発を企画立案・実施します。
 - ・ 月1~2回の企画会議
 - ・ 各種イベント会場、大学での選挙啓発活動
 - ・ 街頭キャンペーンやフェイスブック等での投票呼びかけ
 - ・ 他県の選挙啓発グループとの交流



企画会議

平成17年の結成
みんなでいろいろ
楽しくやってま〜す。



出前塾の
政見放送に出演



大学祭で投票総参加を
呼びかけ



街頭キャンペーンでの
投票呼びかけ

福井県選挙管理委員会のホームページでCEPTの活動内容を紹介しています。
<https://www.pref.fukui.jp/doc/senkan/akarui/cept-index.html>

CEPTに参加を希望される方は、お気軽にご連絡ください。(見学からでもOKです)

☎0776-20-0357

✉ senkan@pref.fukui.lg.jp

普段から政治や選挙に関心をもって
わたしたちの未来をきりひらこう！



大学祭でブースを設け模擬投票体験

福井県選挙管理委員会

福井県福井市大手3丁目17番1号
TEL 0776-20-0357 FAX 0776-20-0631
URL <https://www.pref.fukui.jp/doc/senkan/index.html>
E-mail senkan@pref.fukui.lg.jp

※選挙日程、選挙の仕組みや明るい選挙推進運動の記録などをホームページで公開しています。